

委員会提出議案第4号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月29日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 前田稔様

別紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

# 亀山市議会規則第 号

## 亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表全員協議会の項名称の欄中「全員協議会」の次に「（政策検討部会を含む。）」を加え、同項構成員の欄中「全議員」の次に「又は部会員」を加え、同項招集権者の欄中「議長」の次に「又は部会長」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。